

随意契約理由書

件名	西神・山手線駅放送設備及び録画装置点検整備
契約の相手方	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム 関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>西神・山手線駅放送設備及び録画装置は、列車が安全・確実に運行するための重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持しなければならない。したがって国土交通省令に基づく整備要領を定めて点検・整備を実施する。</p> <p>本装置の主たる点検整備内容は、放送設備及び録画装置の各機器仕様に基づく性能確認及び総合動作確認であり、装置を開発・製作した製造業者が独自に定めた基準による判定が必要であり他のメーカーでは技術的に不可能である。</p> <p>上記業務の条件を満たすことができるのは、西神・山手線駅放送設備及び録画装置(ハードディスクレコーダー)の製作会社JVCケンウッドであるが、当局所在地区におけるこの保守業務を行う部門は系列会社である「株式会社JVCケンウッド・公共産業システム 関西支店」だけである。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行なう。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区(電話番号 791-6584)